

労働者派遣事業を適正に実施するために

一許可・更新等手続マニュアルー

令和 7 年 1 月

厚生労働省・都道府県労働局
(公共職業安定所)

は じ め に

労働者派遣法は、職業安定法と相まって労働力の需給の適正な調整を図るため労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の保護等を図り、もって派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進に資することを目的としております（法律第1条）。

このパンフレットは、労働者派遣事業を始めるにあたっての手続き等について解説しておりますので、ご活用いただければ幸いです。

令和7年1月

厚生労働省職業安定局需給調整事業課

目 次

第1 労働者派遣事業の概要

◆ 労働者派遣事業とは	1
（参考1）その他の人材関連事業との差異	1
（参考2）「有期雇用派遣労働者」と「無期雇用派遣労働者」とは	2
（参考3）「登録型派遣」と「常用型派遣」とは	2
（参考4）労働者派遣事業と請負事業との区分についての具体的な考え方	3
◆ 労働者派遣事業を行うことができない業務は	7

第2 申請、届出等の手続

◆ 労働者派遣事業の許可は	9
◇ 許可申請の手続	9
➢ 申請方法	9
➢ 提出書類	9
➢ 参考資料（自己チェックシート等）	11
➢ 許可手数料	11
➢ 登録免許税の課税	11
➢ 事業許可までのプロセス	11
（参考）事業許可までのプロセス	12
◇ 欠格事由	13
◇ 許可基準	16
◆ 派遣事業開始以後の手続等は	26
◇ 許可有効期間の更新	26
◇ 変更の届出	27
◇ 事業廃止の届出	27
◇ 許可証の備付、再交付及び返納等	27
◇ 個人事業主が死亡した場合	28
◇ 法人の合併等の際の取扱い	28
◇ 事業報告等	29
（参考）事業所新設までのプロセス	30
（参考）労働者派遣事業関係手続提出書類一覧	31

第3 労働者派遣事業の運営

◆ 労働者派遣契約は	33
◆ 派遣元事業主の講ずべき措置は	40
◇ 特定有期雇用派遣労働者等の雇用の安定等のための措置（雇用安定措置）	40

◇ 派遣労働者に対するキャリアアップ措置	41
◇ 派遣先均等・均衡方式による派遣労働者の待遇の確保	42
◇ 労使協定方式による派遣労働者の待遇の確保	42
◇ 職務の内容等を勘案した賃金の決定	44
◇ 就業規則の作成等における派遣労働者の過半数を代表する者への意見聴取	44
◇ 派遣労働者等の福祉の増進	44
◇ 適正な派遣就業の確保	44
◇ 待遇に関する事項等の説明	45
◇ 派遣労働者であることの明示等	48
◇ 派遣労働者に係る雇用制限の禁止	49
◇ 就業条件等の明示	49
◇ 派遣料金額の明示	51
◇ 派遣先への通知	51
◇ 派遣可能期間の制限の適切な運用	52
◇ 日雇労働者についての労働者派遣の禁止	52
◇ 離職した労働者についての労働者派遣の禁止	54
◇ 派遣元責任者の選任	54
◇ 派遣元管理台帳	56
◇ グループ企業内への派遣割合の制限	57
◇ 事業所ごとの情報提供	58
◇ 派遣労働者を特定することを目的とする行為に対する協力の禁止等	59
◇ 関係法令の関係者への周知	59
◇ 派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針等	59
◆ 派遣先の講ずべき措置は	61
(参考) 政令で定める業務	70
◆ 労働基準法等の適用は	79
◆ 紹介予定派遣とは	84
◆ 派遣労働者の個人情報保護	85
◆ 派遣元事業主又は派遣先が法律違反を行った場合	88

第4 その他

◆ 郵送による申請及び電子政府の総合窓口（e-Gov）の活用について	89
◆ 申請・届出様式	92
◆ 参考資料	108
◇ 申請・届出様式記載例	113
◆ モデル例（①個人情報適正管理規程、②派遣労働者のキャリア形成を念頭に おいた派遣先の提供のための事務手引、マニュアル、③労働者派 遣契約の定め、④比較対象労働者の待遇等に関する情報提供、⑤ 就業条件等の明示、⑥派遣先への通知、⑦派遣元管理台帳、⑧派遣 先管理台帳）	124

◆ 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定（イメージ）	156
◆ 履歴書記載例	180
◆ 事業報告等様式	182
◇ 事業報告等記載例	201
◆ よくあるご質問	215
◆ 人材サービス総合サイトについて	219

【本パンフレットで引用している法令等（略称）、参照先】

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（**労働者派遣法、法**）
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（**労働者派遣法施行令、令**）
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（**則**）
→ 法令データ提供システム（<https://elaws.e-gov.go.jp/>）をご利用ください。
- 労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準
（<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/dl/h241218-01.pdf>）
- 派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（**派遣元指針**）
（<https://www.mhlw.go.jp/content/000920084.pdf>）
- 派遣先事業主が講ずべき措置に関する指針（**派遣先指針**）
（<https://www.mhlw.go.jp/content/000717005.pdf>）
- 日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針（**日雇派遣指針**）
（<https://www.mhlw.go.jp/content/000717006.pdf>）
- 短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（**ガイドライン**）
（<https://www.mhlw.go.jp/content/000465454.pdf>）